

第拾六條

本組合ニ委員七名ヲ置キ總入會ノ於ニ選任ス

但シ委員ハ組合員タル地主ヨリ參る小作、有ヨリ參る自作者ヨリ
委名ヲ各別々互選シ之ニ村農會技術員委名ヲ加フルモトス

第拾七條

委員、任期ハ三年トシ内選ヲ得ガズ

但シ總會ノ決議ニヨリ何時ニテ又解任スルコトヲ得

第拾八條

委員ハ組合長、諮詢ニ應シ左ノ事項ノ處理上組合長、補佐ヲナスモトス

一利用料、査定

一凶作、場合ニ於ケル玄毛模倣利用料、割引帳定

二耕作上ノ注意並ニ指導

三其他耕作上必要ナル事項

第拾九條 委員ハ委員會ノ組織シ組合長ヲ以テ議長トス

委員會議ハ出席者ノ過半數ヲ以テえり算入可否同數十ルトギハ
議長、決スル所ニヨル

委員半數以上出席スルノ非ザレバニ用イコトヲ得ハ

第貳拾條 耕地ヲ耕作セシメタル組合員ノ村シテハ別ニ定ムル耕作契約書

ヲ差シシムルモトス

第貳拾壹條 組合員ハ耕作ニタル耕地ニ付シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

第貳拾貳條 利用料ハ玄米ヲ以テ組合長、指定シタル期日場所ニ納付企モ

ノトス

五、過愈金ヲ徵收入

第貳拾叁條 組合員利用料、納付ヲ愈リタルトキハ期日後壹日存ナ分

ハ此ノ限り在ラズ
但シ止ムハ得ザル事情ニヨリ繰又組合長ノ承諾ヲ得タルモ、

リト認ムルトキハ組合員ヲシテ其耕地ヲ返還セシムルコトヲ得
第貳拾肆條 本組合ノ利用料、内玄米、分廩石云付廩件、割合ヲ以テ
利用料收納、際耕地所有組合員ヨリ徵收シエリ經費ニ充當
スルコトヲ得

第貳拾伍條 組合員シテ組合員タルノ義務ヲ盡サズ組合ノ事業ヲ妨

グル行爲アリタルトキハ然唐、少誠ニヨリ陳迄スルコトアルベシ

第貳拾陸條 本組合ノ規約ヲ変更シントスルトキハ然唐ニ於テ出席者

ノ三分之二以上ノ同意ヲ得ルニシテ準ス